

# 「学都金沢」地域づくり活動支援事業補助金交付要綱

(平成25年4月1日決裁)

改正 平成27年6月1日決裁

平成30年3月23日決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の大学等高等教育機関の集積を地域のまちづくりに活かすため、大学等が地域団体等と連携して行う地域づくり活動に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 大学等 金沢市における学生のまちの推進に関する条例（平成22年条例第4号）第2条第3号に規定する高等教育機関をいう。
- (2) 地域団体等 町会、商店街振興組合、NPO団体等の非営利団体をいう。
- (3) 地域づくり活動 地域活性化や地域課題解決に向けて、大学等が行う実践活動をいう。

(補助金の交付)

第3条 補助金は、次の各号のいずれにも該当する地域づくり活動を行う大学等に対し、毎年度予算の範囲内で交付する。

- (1) 本市が設定する課題に対応する活動又は地域団体等からの要請に基づき当該地域団体等と連携して行う調査研究活動であること。
- (2) 大学等の活動又は事業として行われる取組であること。
- (3) 主に営利を目的とした活動でないこと。
- (4) 主に金沢市内での活動であること。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次条第1項の認定を受けた地域づくり活動の実施に必要な経費（飲食及び備品購入に係る経費を除く。）の2分の1に相当する額（その額に10,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とし、その額は、500,000円（施設等の整備に係る経費にあつては、1,000,000円）を超えないものとする。

(地域づくり活動の認定申請等)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ、毎年度市長が別に定める期間において、「学都金沢」地域づくり活動認定申請書（別記様式）により市長に申請し、当該地域づくり活動が第3条に規定する補助金の交付の対象となる活動である旨の認定を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請に係る活動の内容を審査し、補助金の交付の対象となる活動であると認定したときは、その旨を当該申請をした者に通知する。

（地域づくり活動の認定の取消し）

第6条 市長は、前条第1項の認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該認定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により当該認定を受けたとき。

(2) 前条第1項の認定を受けた者から当該認定に係る活動を取りやめる旨の届出があったとき。

（交付の申請）

第7条 第5条第1項の認定を受けた者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書を市長に提出しなければならない。

（適用除外）

第8条 市長は、この要綱に規定する補助金以外の補助金その他これに準ずるものの交付を受ける地域づくり活動については、補助金を交付しない。

（雑則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（平成27年6月1日決裁）

この要綱は、平成27年度分からの補助金について適用する。

附 則（平成30年 月 日決裁）

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度分からの補助金について適用する。